

他の連帯債務者との関係で債務が消滅した場合における、
既になされた弁済の「法律上の原因」の有無
～大阪地裁令和3年9月16日判決にみる弁済後の不当利得返還請求の可否～

立村達哉
Tatsuya Tachimura
PROFILEはこちら



第1 はじめに

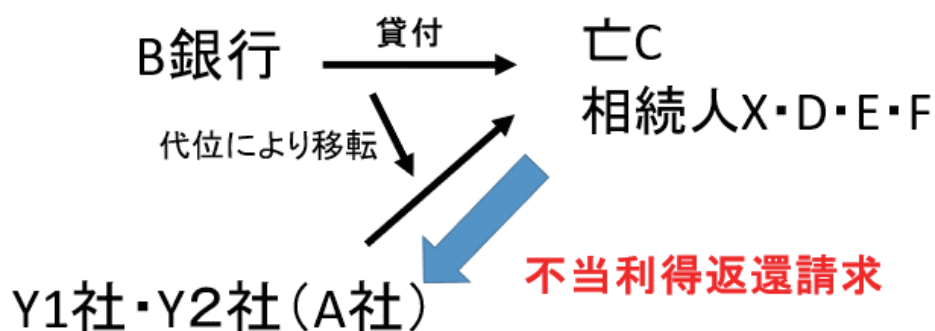
「法律上の原因」がない経済的利益の移転が生じた場合、当該経済的利益の移転によって損失を被った者から、利益を受けた者に対して、不当利得返還請求がなされることがあります(民法703条)。そして、債務が弁済された後においても、原因行為となった契約が存在しなかったとされた場合などには、当該弁済には「法律上の原因」がないことになり、不当利得返還請求が認められることがあります。

今回ご紹介する裁判例は、連帯債務者のうち1名が弁済を行った後、他の連帯債務者について当該貸金債権の消滅時効が援用された場合において、当該弁済は消滅した債権に対する弁済、すなわち「法律上の原因」のない行為として、弁済

者から債権者に対する不当利得返還請求権が認められるかについて具体的な判断がなされました。

第2 事案の概要

本件裁判例の事案の概要は、債務者の相続人であるXが、貸金債権の債権者に対し自らの法定相続分を超える額(以下、自らの法定相続分を支払った額の差額を「超過額」という。)を支払った後に、他の相続人について当該貸金債権の消滅時効が完成したため、超過額の支払は存在しない債権に対する弁済であったとして、債権者に対し、不当利得返還請求権に基づき、超過額の返還を求めたというものです。



1 当事者

B銀行: Cに対して金銭の貸付を行っていた銀行。

C: 原告Xの父。

X: 本件における原告。

D、E、F: 原告Xの親族。

A社: B銀行にCの債務の代位弁済を行った会社。

Y1社: 債権回収会社。

Y2社: 平成28年4月にA社を合併した会社。

2 時系列

- ① 平成11年6月:B銀行が原告Xの父Cに対して貸付を行う。
- ② 平成17年12月:Cが死亡。なお、当時の貸金債務の残高は約300万円。
Cの妻であるDの相続分は2分の1(約150万円)。Cの子であるX、E、Fの相続分は6分の1(約50万円)ずつ。
- ③ 平成20年7月:A社が、B銀行に対して、上記貸金債務約300万円を代位弁済し、原告X、D、E、Fに対する求償権を取得した。
- ④ 平成20年8月から平成27年9月:原告XがA社に対して、おおむね1か月に1回の頻度で1~3万円ずつ合計145万円を支払った。この間、A社は、原告Xに対して債務引受契約書にXを含む相続人全員の署名押印するよう依頼していたが、Dらの協力を得られず、債務引受契約書は締結されなかった。
- ⑤ 平成27年2月:A社は、Y1社に対して、上記貸金債権の残額部分約165万円を譲渡した。
- ⑥ 平成28年4月:Y2社が、A社と合併した。
- ⑦ 令和元年8月:D、E、Fが、Y1社に対して、消滅時効を援用する旨の意思表示をした。

第3 争点

上記のとおり、原告Xは、Y社らに対し、不当利得返還請求を求めました。

そもそも、不当利得返還請求とは、法律上の原因がない利得が生じた場合に、利得を得た者に対して、その利得によって損失を被った者に利得を返還する義務を負わせ、両者の間の財産上の公平を回復しようとする制度です¹。

同請求が認められるためには、利得に「法律上の原因」がないことが要件として求められるところ、本件では、「法律上の原因」の存否に関して以下に記載する点が争点となりました。

1:我妻=有泉ほか『我妻・有泉コンメンタール民法(第8版)』1455頁(日本評論社、令和4年)

1 原告XとA社との間で併存的債務引受契約が成立するか

相続債務は、通常、各相続人が相続分に応じて相続することになります。本来であれば、原告Xが自己の法定相続分を超えてなされた弁済は、「法律上の原因」がないままなされたものと評価されてしまうおそれがあります。そこで、Y社らは、原告Xの弁済のうち超過部分について、原告XがD、E及びFの債務について並存的債務引受を行い、自己の債務として弁済を行っていたことを主張しました。

一方、原告Xは、A社に対し、分割払を申し出たのみであり、Dらの債務を負担する趣旨の申入れはしていないため、自己の相続分である6分の1を超えた部分の弁済について「法律上の原因」がないと主張しました。

2 Dらによる消滅時効の援用によって、原告Xが引き受けたDらの債務についての弁済の効果は遡及的に消滅するか

原告Xは、上記1について仮にA社との間で併存的債務引受契約が成立するとしても、消滅時効の遡及効(民法144条)及び連帯債務者間における消滅時効の絶対効(平成29年法律第44号による改正前の民法439条)を根拠に、原告Xがした弁済のうち原告Xの負担部分を超えるDらの求償債務にかかる弁済は、その後に完成したDらの求償債務についての消滅時効の援用の結果、遡及的に消滅し、存在しない債権に対する弁済となり「法律上の原因」を欠くと主張しました。

第4 争点についての裁判所の判断

1 原告XとA社との間で併存的債務引受が成立するかについて

裁判所は、原告Xが、約7年にわたって、債務引受契約書に記載された債務の履行として、その記載に従って本件支払をし、この間、同契約書の内容に異議を述べることはなかったこ

とを考慮し、原告XとA社の間に、同契約書に記載された内容の本件債務引受契約が黙示に成立したと認定しました。

なお、原告Xは、Cの法定相続人全員が署名押印した同契約書がA社に返送されなかった点を主張しましたが、裁判所は、併存的債務引受契約が成立するために債務者全員の合意までは不要であり、債権者と引受人となる者の同契約が成立すれば足り、その契約が書面によることも求められていないことを理由に、同契約書に署名押印がないまま、債務引受の事実を肯定しました。

2 Dらによる消滅時効の援用によって、原告Xが引き受けたDらの債務に対する弁済の効果は遡及的に消滅するかについて

裁判所は、まず、平成29年法律第44号による改正前の民法(以下「改正前民法」という。)439条²⁾は、消滅時効を援用した債務者の負担部分の限度で当該債務者以外の債務者にも時効完成の効力が及び、その限りにおいて未履行債権について債権者に対する支払義務を免れることを規定したものであると指摘しました。その上で、消滅時効完成前に原告Xによって弁済された債務(原告Xが引き受けたDらの債務を含む。)は、同弁済によって既に消滅している以上、弁済後、債権者に対する支払義務が観念できないとし、改正前民法439条を根拠に、既になされた弁済の効果が否定されることはないと判示しました。

第5 検討

1 争点1(併存的債務引受の成立)について

裁判所は、原告Xによる(併存的)債務引受の成否について、上記のとおり、未だ債務引受契約書に署名押印していなかったという原告Xの主張を退けました。

裁判所は、上記認定を行うに当たって、債務引受についての動機、従前の交渉経緯及び原告Xが自己の負担部分を越えた支払を行っていたこと等を加味して債務引受の事実を認定しています。

2 争点2(消滅時効の援用による弁済の効果の遡及消滅)について

一般論として、債務が弁済された後においても、原因行為となった契約が存在しなかったとされた場合には、当該弁済には法律上の原因がないことになり、不当利得返還請求権が成立することがあります。そして、平成29年法律第44号による改正前の民法439条は、消滅時効の完成について絶対効を認めていたため、ある連帯債務者について消滅時効が完成すると、他の連帯債務者との間でも、当該連帯債務者の債務は時効により遡及的に消滅することになります。

本件において、原告Xは、原告Xがした弁済のうち原告Xの負担部分を越えるDらの求償債務にかかる弁済は、その後に完成したDらの求償債務についての消滅時効の援用の結果、遡及的に消滅し、存在しない債務に対する弁済となり法律上の原因を欠くことになったと主張しました。

しかしながら、本件裁判例は、消滅時効完成前に弁済がなされた場合、当該弁済によって既に債務が消滅した以上、消滅時効の援用によって消滅すべき債務は観念できず、したがって、弁済の効果が遡及的に消滅することもないと判断を示したものと考えられます。このような点から、裁判所は、Dらによる消滅時効の援用によって、原告Xが引き受けたDらの債務にかかる弁済の効果は遡及的に消滅しないと判断したものであると思われます³⁾。

なお、上記のように改正前民法439条が絶対効を認めていた一方、現行民法では連帯債務者の一人について生じた事由

2:改正前民法439条 連帯債務者の一人のために時効が完成したときは、その連帯債務者の負担部分については、他の連帯債務者も、その義務を免れる。

3:経済法令研究会「連帯債務者の一人が連帯債務を弁済した後に別の連帯債務者が消滅時効を援用したため、弁済をした連帯債務者が、債権者に対して、自己の負担部分を越えた支払いについては消滅時効の絶対効により債務が遡及的に消滅したとして求めた不当利得返還請求が棄却された事例」金判1639号30頁、31頁(令和4年)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

は、他の連帯債務者に対してその効力を生じない旨規定されています(民法441条本文。相対的効力の原則)。もっとも、同条ただし書においては、絶対的効力が生じる場合について規定されています。そのため、改正によって条文構造は変わったものの、現行民法が適用される事案でも本判決応用の状況は生じ得るといえ、現行民法下においても、本判決は参考になるものと考えられます。

第6 一步進んだ検討(求償を受けた連帯債務者からの債権者に対する求償相当額の支払請求の可否)

上記の事案では、原告Xから連帯債務者であるD、E、Fに対する求償が行われていませんが、自己の財産をもって共同の免責を得た連帯債務者は、他の連帯債務者に求償をすることができる場合があります(民法442条1項)。本件裁判例も、「弁済債務者は、自己の負担部分を超えて共同の免責を得ることを待つまでもなく、共同の免責額について負担部分の割合で直ちに求償できる(大審院大正6年5月3日判決・民録2_3輯863頁)……(中略)……から、原告は、本件弁済の都度、Dらに求償すれば足りたのであり、被告らに不当利得返還請求できなかったとしても、何ら不公平な結果が生じる

わけではない」と判示し、連帯債務者に対して求償することができたことを、原告Xの請求が認められない根拠の一つとして言及しています。

ここで、本件裁判例が指摘するように、連帯債務者のうち1名が弁済を行った場合、他の連帯債務者が債権者との関係で消滅時効の援用をする前に、当該他の連帯債務者に対して、求償を求めることが考えられます。本件裁判例の事案に引き直し、XがY社らに対して300万円の債務を弁済した場合、Xはその後(Dが消滅時効を援用する前に)Dに対して150万円を求償したとします。この事例で、Dは、Xの求償に応じ150万円の支払を行った場合、債権者であるY社らに対して、消滅時効を援用の上、自己が負担することとなった求償金については時効により消滅しているため「法律上の原因」がないことを理由に、求償金相当額の支払を求めることを検討するかもしれません。

もっとも、かかる請求を認めてしまえば、いたずらに求償の循環を生じさせてしまうことを防ぐため、この事案のDは、特約等のない限り、債権者であるY社らに対して、その求償相当額の支払を求めることができないと考えられています⁴⁵。

4: 法制審議会民法(債権関係)部会「民法(債権関係)の改正に関する検討事項(3)詳細版」18頁(平成22年3月23日)
(<https://www.moj.go.jp/content/000049086.pdf>)

5: 筒井・村松編著『一問一答民法(債権関係)改正』125頁(商事法務、平成30年)

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】